

令和8年第2回 鞍手町農業委員会総会議事録

注1：発言の内容についてはその要旨を記載しています。

注2：この公開用議事録は、個人情報に関すると思われる部分については●表記としています。

■開催日時

令和8年2月10日（火）午後1時30分から

■開催場所

鞍手町役場 大会議室

■出席委員 12名（☒は出席委員）

欠席委員 1名（☐は欠席委員）

☒ ① 栗田 美和	☒ ② 安永 洋一	☒ ③ 幸田 剛	☒ ④ 筒井 浩一
☒ ⑤ 遠藤 幸男	☐ ⑥ 深草 雄介	☒ ⑦ 島仲 繁雄	☒ ⑧ 古野 久和
☒ ⑨ 田中 勉	☒ ⑩ 香月 宏一	☒ ⑪ 白石 信幸	☒ ⑫ 浦部 篤
☒ ⑬ 会長 小長光 隆			

■農業委員会事務局

局長 柴田 隆臣

次長 岩崎 一宜

■議案目次

議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請	1件
議案第4号	農用地利用集積等促進計画（利用権設定）	12件
報告	農地法第3条の3の規定による届出書	1件
報告	農地転用許可後の工事完了報告書	2件

■会議の概要

会 長 定刻になりましたので、ただ今より、令和8年第2回鞍手町農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は12名で、会議は成立いたします。

本日の議事録署名委員は3番の幸田剛委員と4番の筒井浩一委員の2名を指名いたします。

議案は事前配布をしております。事務局長より議案の朗読及びその他の報告をいたします。

局 長 それでは議案の朗読をさせていただきます。(議案第2号から第4号の朗読)

以上が本日の議案であります。

続きまして報告事項として、21ページのとおり、農地法第3条の3の規定による届出書が1件、22ページのとおり、農地転用許可後の工事進捗状況報告書が2件提出されています。

続きまして来月の日程ですが、第二分科会による事前審査を令和8年3月10日、火曜日、午後1時30分から、農業委員会総会を令和8年3月12日、木曜日、午後1時30分からそれぞれ予定しています。

以上でございます。

会 長 それでは議案審議に移ります。

～ 各議案の議事録は別紙 ～

会 長 本日の議案審議は終了しましたので、その他に移ります。
何かご意見等はありませんでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、農業委員会総会を閉会します。
お疲れ様でした。

議事録署名委員 幸田 剛
筒井 浩一

会議名	令和8年第2回鞍手町農業委員会総会				日程	令和8年2月10日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	☑ 遠藤 幸男	6	□ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について3件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。						
	(●●●●委員 退室)						
会 長	事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について3件。 1件目。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●。 申請農地は大字古門●●●●番●。地目は登記、現況ともに田。面積874㎡。申請理由は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は143,662㎡で、主要な農機具等も所有しており、当該農地は譲受人の営農のために使用されるため、許可要件を満たすと考えられます。 2件目。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●。 申請農地は大字古門●●●●番●。地目は登記、現況ともに田。面積13㎡。申請理由は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は158,019㎡で、主要な農機具等も所有しており、当該農地は譲受人の営農のために使用されるため、許可要件を満たすと考えられます。 3件目。譲受人、●●●●。譲渡人、●●●●。 申請農地は大字古門●●●●番●。地目は登記、現況ともに田。面積13㎡。申請理由は売買による所有権移転です。譲受人の耕作面積は23,873㎡で、主要な農機具等も所有しており、当該農地は譲受人の営農のために使用されるため、許可要件を満たすと考えられます。 以上で説明を終わります。						
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。						
分科会長	はい。議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について3件。上記の議案について、2月9日に第二分科会を開催し、審査の結果、申請通り承認することに決しました。 以上、報告します。令和8年2月10日、第二分科会長、白石信幸。						
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はありませんか。						
	(質疑・質問なし)						
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。						
	(意見なし)						
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議						

	ありませんか。
	(「異議無し」の声あり)
会 長	ご異議が無いようですので、議案第2号は申請のとおり承認することに決定しました。
	(●●●●委員 入室)

会議名	令和 8 年第 2 回鞍手町農業委員会総会				日程	令和 8 年 2 月 10 日	
					場所	鞍手町役場 大会議室	
☑出席 □欠席	1	☑ 栗田 美和	2	☑ 安永 洋一	3	☑ 幸田 剛	
	4	☑ 筒井 浩一	5	☑ 遠藤 幸男	6	□ 深草 雄介	
	7	☑ 島仲 繁雄	8	☑ 古野 久和	9	☑ 田中 勉	
	10	☑ 香月 宏一	11	☑ 白石 信幸	12	☑ 浦部 篤	
	会長	☑ 小長光 隆					
会 長	議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 6 件を議題としますが、議事参与の制限により●●●●委員は退席をお願いします。						
	(●●●●委員 退室)						
会 長	事務局より議案の説明をします。						
事務局長	議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 12 件。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項に基づき、農業委員会の意見を求められているものです。 議案書の 9 ページから 20 ページに各筆明細を記載しております。 1 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字小牧●●●●番●、外●筆。現況地目は畑。合計面積 5,617 m²。 2 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字小牧●●●番、外●筆。現況地目は田及び畑。合計面積 4,388 m²。 3 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字小牧●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 2,250 m²。 4 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字古門●●●●番●。現況地目は田。面積 987 m² 5 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字古門●●●●番。現況地目は田。面積 483 m² 6 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字新延●●●●番。現況地目は田。面積 1,411 m²。 7 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字長谷●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 3,036 m²。 8 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字長谷●●●番●、外●筆。現況地目は田及び畑。合計面積 2,037 m²。 9 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字古門●●●●番●。現況地目は田。面積 1,444 m²。 10 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字新延●●●●番、外●筆。現況地目は田。合計面積 15,729 m²。 11 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字新延●●●●番●、外●筆。現況地目は田。合計面積 7,523 m²。 12 件目。利用権の設定をする者、●●●●。利用権の設定を受ける者、●●●●。申請農地は大字新北●●●●番●。現況地目は田。面積 642 m²。						

	いずれも、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の要件を満たしていると考えられます。 以上で説明を終わります。
会 長	本案については、第二分科会にて事前審査をしておりますので、第二分科会長の審査報告を求めます。第二分科会長、白石信幸君。
分科会長	はい。議案第 4 号、農用地利用集積等促進計画（利用権設定）について 12 件。上記の議案について、2 月 9 日に第二分科会を開催し、審査の結果、特に問題無しとすることに決定しました。 以上、報告します。令和 8 年 2 月 10 日、第二分科会長、白石信幸。
会 長	ただ今、第二分科会長から審査報告がありましたが、質疑、質問等はございませんか。
	（質疑・質問なし）
会 長	質疑、質問は無いようですが、意見等はありませんか。
	（意見なし）
会 長	意見も無いようですので、第二分科会長の報告は承認であります。これにご異議ありませんか。
	（「異議無し」の声あり）
会 長	ご異議が無いようですので、議案第 4 号は第二分科会長の報告のとおり、町長へ回答することに決定しました。
	（●●●●委員 入室）